

受刑者の各種指導に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

受刑者の各種指導に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 改善指導（第3条―第10条）
- 第3章 教科指導（第11条―第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第103条に規定する指導（以下「改善指導」という。）及び教科指導を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

第2章 改善指導

（改善指導の区分）

第3条 改善指導は、一般改善指導及び特別改善指導に区分する。

（一般改善指導）

第4条 一般改善指導は、次条第1項に規定する特別改善指導以外の改善指導とする。

2 一般改善指導は、刑事施設の長が定める計画表に基づき、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、おおむね次に掲げる内容について行う。

- (1) 被害者及びその家族又は遺族等が置かれている状況及び心情を理解させるとともに、自らの犯した罪に対する反省を深めさせ、罪障感を養うこと。
- (2) 規則正しい生活習慣、健全なものの見方や考え方を身に付けさせるとともに、心身の健康を増進させること。
- (3) 釈放後の生活設計に必要な情報について理解させるとともに、社会生活において求められる協調性、規則を遵守する精神、行動様式等を身に付けさせること。

3 一般改善指導の種類及び内容は、別表1に掲げるとおりとする。

(特別改善指導)

第5条 特別改善指導は、法第103条第2項第1号及び第2号並びに刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)第64条各号に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その有する事情の改善を図る改善指導とする。

2 特別改善指導の種類及び内容は、別表2に掲げるとおりとする。

(実践プログラム)

第6条 特別改善指導は、実践プログラム(受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗、指導に必要な知識及び技能を習得している職員の数、民間の篤志家等による協力の状況その他の刑事施設の実情を考慮して定める各種指導のプログラムをいう。以下同じ。)に基づき行うものとする。

2 実践プログラムは、特別改善指導の種類ごとに、刑事施設の長が定める。ただし、刑事施設の長は、必要があると認めるときは、その種類を細分し、その細分ごとに実践プログラムを定めることができる。

3 実践プログラムの内容は、指導計画(実践プログラムごとの指導の目標、期間、単位時間、単元、項目、内容、方法、指導者等を定める計画をいう。以下同じ。)及び指導案(単元ごとに作成する具体的な指導内容等を定めるものをいう。以下同じ。)とする。

4 指導計画及び指導案の様式は、別記様式第1号及び第2号のとおりとする。

5 刑事施設の長は、少なくとも1年につき1回、実践プログラムの修正の要否について検討するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、実践プログラムの作成に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

(標準プログラム)

第7条 特別改善指導の実践プログラムは、標準プログラム(実践プログラムの標準となるプログラムをいう。以下同じ。)に基づき作成するものとする。

2 標準プログラムは、特別改善指導の種類ごとに、矯正局長が定める。

(指導の中止)

第8条 刑事施設の長は、改善指導を受けている受刑者が著しく受講態度不良であって他の受刑者の指導に妨げがあると認めるときその他改善指導を不適當とする事由があると認めるときは、これを一時停止し、又は中止するものとする。

(指導の記録)

第9条 改善指導を実施したときは、矯正局長が定めるところにより、その記録を行う。

(改善指導の評価)

第10条 刑事施設の長は、受刑者に改善指導を実施した場合には、毎月、その月におけるその指導の成績及び受講態度の評価を行うものとする。

2 刑事施設の長は、期間を定めて行う改善指導を実施した場合には、前項に規定する評価のほか、その指導の終了時に、その指導の成績及び受講態度の

評価を行うものとする。

- 3 前2項の評価の方法については、矯正局長が定める。

### 第3章 教科指導

(教科指導の区分)

第11条 教科指導は、補習教科指導及び特別教科指導に区分する。

(補習教科指導)

第12条 補習教科指導は、法第104条第1項の規定により行う指導とする。

- 2 補習教科指導は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容について行う。

- 3 刑事施設の長は、補習教科指導を行う場合において、相当と認めるときは、補習教科指導として、当該受刑者を刑事施設内に設置した中学校に入学させることができる。

(特別教科指導)

第13条 特別教科指導は、法第104条第2項の規定により行う指導とする。

- 2 特別教科指導は、学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容について行う。

- 3 刑事施設の長は、特別教科指導を行う場合において、相当と認めるときは、高等学校又は大学（通信による教育を行う課程に限る。）に入学させることができる。

(実践プログラム)

第14条 教科指導は、実践プログラムに基づき行うものとする。ただし、第12条第3項又は前条第3項の場合においては、学校が編成する教育課程に基づき行うことができる。

(準用)

第15条 第6条第2項から第6項まで、第8条から第10条までの規定は、教科指導について準用する。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

別表1 一般改善指導の種類及び内容

事 項	種 類	内 容（例示）
被害者感情の理解等	被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪障感を養うための指導 （被害者感情理解指導）	被害者又はその遺族等による講話，視聴覚教材視聴，課題読書等
規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与，心身の健康の増進等	酒害教育，窃盗防止教育その他の犯罪に対する意識，態度及び行動面の問題に対する指導 （行動適正化指導）	講話，面接，内観，グループワーク等
	自己啓発や人間性回復のための指導 （自己啓発指導）	読書指導，教養番組視聴等
	自己の問題性について，改善のための目標を設定し，自己点検しながら目標達成に取り組ませる指導 （自己改善目標達成指導）	自己改善目標の設定，目標達成度の自己点検，課題読書，視聴覚教材視聴等
	体力づくり，健康維持のための指導 （体育）	体育，講話等
	体育的，儀式的，文化的，学芸的行事 （行事）	運動会，文化祭等
生活設計，行動様式の付与等	資格取得，職業意識・知識の付与，生活設計及び社会復帰への心構えに関する指導 （社会復帰支援指導）	通信教育，実務講座（簿記，福祉関係等），面接等
	家庭，職場等で円滑な人間関係を維持するために必要な対人関係スキルの指導 （対人関係円滑化指導）	S S T，面接等

別表2 特別改善指導の種類及び内容

事 情	種 類	内 容
法第103条第2項第1号に掲げる事情	薬物依存離脱指導	薬物の害悪と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えさせること。
法第103条第2項第2号に掲げる事情	暴力団離脱指導	暴力団の反社会性を認識させるとともに、暴力団員となった自己の問題性を理解させ、所属していた暴力団から絶縁する意志を固めさせること。
規則第64条第2号に掲げる事情	性犯罪再犯防止指導	性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させること。
規則第64条第1号に掲げる事情	被害者の視点を取り入れた教育	自らの犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させるとともに、自己の問題性を理解させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応するための方法を考えさせること。
規則第64条第3号に掲げる事情	交通安全指導	交通規範を遵守することの重要性を認識させるとともに、自ら犯した事故の責任や事故に至った自己の問題性を理解させ、人命尊重の精神を身に付けさせること。
規則第64条第4号に掲げる事情	就労支援指導	職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方を考えさせること。



## 指導計画の記載要領

### 1 種類・区分の欄

- (1) 改善指導については、特別改善指導の種類（一つの種類を細分した場合は、その細分）の名称を記載すること。
- (2) 教科指導については、教科指導の区分（一つの区分を細分した場合は、その細分）の名称を記載すること。

### 2 対象者の欄

指導の対象者について記載すること。

### 3 指導期間・単位時間の欄

- (1) 指導期間については、指導の全過程に要する月数及び回数を記載すること。
- (2) 単位時間については、1回当たりの指導に要する時間を記載すること。

### 4 指導目標の欄

指導の全体を通じて達成すべき目標を、具体的に記載すること。

### 5 単元番号の欄

単元番号を振ること。

### 6 指導項目の欄

単元ごとに、実施する指導のテーマとなるべき項目を記載すること。その際、具体的な表現により、それぞれのテーマが一見して明らかになるような記載となるよう配慮すること。

### 7 指導内容の欄

単元ごとに、実施する指導の内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

### 8 指導方法の欄

講義、グループワーク、視聴覚教材の視聴、課題作文作成等、指導を実施するための具体的な方法について記載すること。

### 9 指導者の欄

職員についてはその職名、民間協力者の場合はその所属団体等を記載すること。

## 指導案

単元番号		指導項目		指導時間 指導場所	
指導の ねらい				指導者	
指導方法				教材	
指導内容				留意事項	
導 入 分	項目	具体的内容			
展 開 分					
ま と め 分					



## 指導案の記載要領

### 1 単元番号の欄

指導計画に従って、単元番号を記載すること。

### 2 指導項目の欄

指導計画に従って、各単元のテーマとなるべき指導項目を記載すること。

### 3 指導時間・指導場所の欄

(1) 指導時間については、各単元の指導に要する時間を記載すること。

(2) 指導場所については、指導を実施する場所を記載すること。その際、指導の実施に適した場所を選定するよう配慮すること。

### 4 指導のねらいの欄

各単元で実施する指導のねらいを記載すること。その際、指導計画で定めた全体の目標の達成に向けて、系統的、段階的なねらいが配列されるように留意すること。

### 5 指導者の欄

指導計画に従って、各単元の指導者を記載すること。

### 6 指導方法の欄

指導計画に従って、各単元における具体的な指導方法や形態を記載すること。

### 7 教材の欄

使用すべき具体的な教材について記載すること。視聴覚教材や図書等については、その題名や書名を明示すること。

### 8 指導内容の欄

各単元を導入部分、展開部分、まとめ部分に分け、それぞれの段階で、どのような流れで指導を進めるかについて、その項目と具体的な内容を記載すること。また、それぞれの段階に割り当てる時間を記載すること。

### 9 留意事項の欄

導入部分、展開部分、まとめ部分の別に、指導を実施するに当たり留意すべき事項（例えば、グループ編成の方法、教材の使用の方法、配布資料の内容や活用方法、板書内容等、指導のポイントとなると思われる事項）について、具体的に記載すること。